

重要なお知らせ

コスモス農協の長者事業所・名野川事業所改廃に伴い

公金の取り扱いが できなくなります!!

コスモス農協の事業所見直しにより長者事業所は業務縮小、名野川事業所は吾川支所に統合することとなり、6月1日から両事業所で扱ってきた公金の取り扱いができなくなります。

なお、役場の総合支所・出張所でも手数料以外の公金の取り扱いは行っていないのでご注意ください。

納税等は便利な口座振替で!

町の税金等は金融機関・農協・郵便局の預貯金口座からの引き落としが可能です。

振替納税にすると、納税のために金融機関などに掛けなくてもよくなり、また納期をうっかり忘れてしまうこともなくなります。

まだ口座振替をご利用されていない方は、ぜひ便利な口座振替にしましょう。手続きは簡単で、左記を参考にしてください。

【申込場所】

コスモス農協・四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・郵便局のいずれかの窓口

【申し込みに必要なもの】

口座振替依頼書・預貯金通帳・通帳印

【利用できる町税等】

町・県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、上下水道料、幼稚園授業料、保育料、住宅使用料

【問い合わせ先】

本庁税務課

☎35・1080

池川総合支所住民課

☎34・2111

仁淀総合支所住民課

☎32・1111

地籍調査について

「名野川、崎ノ山、下北川、二ノ滝、名野川大平、用居の一部、森の一部、長者甲・乙の各一部」の地籍調査は、高知地方事務局の支局において、地籍調査の成果に基づく登記事務が完了しましたのでお知らせします。

本年度吾川地区は「上名野川の一部」を、池川地区は「用居の一部、大平の一部、吉ヶ成」を調査する予定です。これからも、地籍調査に対する皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

本庁国土調査係

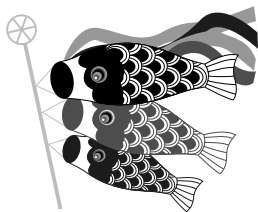
☎35・1086

池川総合支所国土調査係

☎34・2120

仁淀総合支所国土調査係

☎32・1130



青い鳥郵便はがきの 無償配布

日本郵政公社では、身体障害者および知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的として、重度の身体障害者の方および知的障害者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒にくぼみ入り通常郵便はがきを入れて無料で差し上げています。

1. 配付の対象者

重度の身体障害者（一級または二級の方）
重度の知的障害者（療育手帳に「A」または一度、二度と表記されている方）

2. 受付期間

四月三日から五月三十一日まで

3. 配付はがき

くぼみ入り通常郵便はがき

4. 配付枚数

一人につき二十枚

5. 申し込み方法

希望される方は、お近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入していただきます。（代理の方でも結構です）

6. 配付の方法

お住まいの住所を受け持つ集配郵便局に直接申し込まれた場合は、その場でお渡します。
郵便でお申し込みいただいた場合は、受け付け後郵送します。

用紙は郵便局、福祉事務所および児童相談所の窓口
に備え付けています。
なお、郵便でも申し込みいただけますので「青い鳥郵便はがき配付申込書」と明記した用紙に、手帳の種類、手帳番号、級別または程度、住所、氏名を記入して町内の郵便局に郵送してください。

国民年金だより



「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を社会人になつてから納付することができ、保険料の未納があると、万が一のときに障害基礎年金などが受けられなくなる場合があります。

「学生納付特例制度」の承認を受けた期間は未納の取り扱いとはなりませんので安心です。

【対象者】

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校（夜間・定時制過程や通信制課程も含む）などに在学する二十歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が百八十万円以下（扶養親族等がある場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます）の方

【承認期間】

平成十八年四月から平成十九年三月まで

学生の皆さんには「学生納付特例制度」があります

【承認を受けた期間は…】

障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

老齢基礎年金の受給資格期間（二十五年以上納付）にも算入されますが、金額には反映されません。

十年以内であればさかのぼって納付（追納）できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、卒業したら追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度の翌々年度を超えて追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額が掛かります。

【申請手続き】

役場町民課または池川・仁淀総合支所住民課に早めに申請してください。

申請は毎年度必要です（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です）。

申請が遅くなると、万が一のときに障害基礎年金などが受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

・申請に必要なもの：年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑（本人署名の場合は不要）など

※学生以外の方には「若年者納付猶予制度」や「申請免除制度」があります。詳しくは社会保険事務所までご相談ください。

本庁町民課

☎ 35・1088

池川総合支所住民課

☎ 34・2111

仁淀総合支所住民課

☎ 32・1111

高知西社会保険事務所

☎ 088・875・1717

地域安全アドバイス

*** 佐川警察署内・高吾北地区地域安全協会 ☎22-0560 ***

暖かい季節は危険がいっぱい 防犯ブザーの貸し出しをしています

女性や子どもを狙った変質者が出没しています。

佐川警察署管内でも3月ごろから変質者や不審者の目撃情報や事案が発生しています。

～被害に遭わないために～

- ◎ 一人での外出はやめましょう。
(学校帰りなどは家の近所の友達と帰りましょう)
- ◎ 車や歩行者が多い道を選びましょう。
(人通りの少ない道では防犯ブザーを鳴らしても助けてくれる人がいません)
- ◎ 防犯ブザーや携帯電話をいつでも使えるようにしておきましょう。

佐川警察署内にある高吾北地区地域安全協会では、防犯ブザーの貸し出しをしています。

ご質問など問い合わせは当協会へ

☎ 22-0560



児童手当制度が拡充されました 申請手続きをお忘れなく

改正の内容

- ・支給対象が、小学校3年生修了までから、小学校修了(6年生)までに拡大
- ・所得制限の引き上げ

改正に伴う手続きについて

4月に小学校4年生の児童がいる保護者

すでに児童手当を受給している場合は、手続きの必要はありません。

4月に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者

これまで児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、受給していた保護者の方は額改定請求の手続きが必要です。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者
所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、認定請求の手続が必要です。

認定請求書に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・所得証明書(昨年の1月1日に仁淀川町に住所がなかった場合)など

☆改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日にさかのぼって支給されます。

☆所得には一定の控除があります。また所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは役場窓口(公務員の方は勤務先)へお問い合わせください。

問い合わせ先

本庁町民課 ☎ 35・1088
池川総合支所健康福祉課 ☎ 34・2112
仁淀総合支所健康福祉課 ☎ 32・1110



【補助金の額】
購入価格の二分の一以内とし、最高限度額は三万円

【問い合わせ先】
本庁町民課 ☎ 35・1088
池川総合支所健康福祉課 ☎ 34・2112
仁淀総合支所健康福祉課 ☎ 32・1110

合併浄化槽設置補助制度

浄化槽を設置すると、家庭から出されるすべての汚水を浄化し放流するため、川や海などへの汚濁負荷が大幅に軽減されます。

取り付け工事も簡単で、設置には普通車一台程度の広さがあれば十分です。

【補助金を受けることのできる方】

専用住宅などに浄化槽を設置する方
※店舗併用住宅も含みます。

なお共同住宅は補助の対象になりません。

【補助金の額】

人槽区分	補助金額
5人槽	35万4千円
6～7人槽	41万1千円
8～10人槽	51万9千円
※住宅面積などにより、浄化槽の大きさが変わります。	

【補助の対象となる地域】

町内全域。ただし農業集落排水処理区域は除きます。

【補助の対象となる浄化槽】

国庫補助指針に適合する処理対象人員10人までの浄化槽に限ります。

【本年度予定基数】

5人槽 15基
6～7人槽 7基

※平成18年度(19年3月31日まで)に設置を予定されている人は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

本庁町民課
☎ 35・1088
池川総合支所地域振興課
☎ 34・2115
仁淀総合支所地域振興課
☎ 32・1112

生ごみ処理機

購入補助制度

この制度は、生ごみの減量化推進および有効利用を図るために設けられた制度です。

【補助対象処理機】

電力を動力源とするバイオ式・乾燥式処理機

【補助対象者】

町内の店舗で処理機を購入し、使用される方

製材所等への原木の搬入に 補助金を交付します

間伐材搬入促進事業補助金

この補助金は、本年度新たに設けられた補助金で、素材生産が伸び悩んでいる状況を考慮し、製材所等への素材搬入に対し補助を行うことにより間伐などを促し、ひいては森林の環境保全を図ろうとするものです。

対象は、町内の山林から町内の製材所等の他、佐川木材団地に搬入される素材で、山林所有者に対し十立方メートル当たり五千円を交付します。

実施基準

- ・町内の民有林で伐採された素材であること。
- ・一所有者当たり五百立方メートルを上限とし、最低十立方メートル以上とする。
- ・伐採箇所、所有者、面積を明確にすること。
- ・町内の製材所等または佐川木材団地の出荷証明がある

こと。

・佐川木材団地での取り扱い
は、末口径十四センチから三十
六センチまでとする。

なおバイオマスの原料として
利用する曲材、元玉などに
ついては、平成十九年二月ご
ろから佐川木材団地で受け入
れる予定をしています。

問い合わせ先

本庁産業建設課

☎ 35・1083



地域の手で快適な生活環境の確保を

生活環境林伐採事業

この補助金は、旧池川町で実施されてきたもので、景観あるいは生活の支障となる樹木を伐採、台風による倒木から家屋を守るなど、生活環境の整備を進めていくことを目的とし、雑木林の伐採などに対し、地区を対象に最高限度額30万円を交付します。申請は集落代表者（原則として区長）が行います。

実施基準

- ・過去に間伐補助事業を実施している山林については、間伐実施後5年以上経過していること。
- ・竹など成長が著しいものについては、町において判断する。
- ・保安林の場合、伐採許可を受けること。
- ・補助対象面積は一畝（100平方メートル）以上一反（1,000平方メートル）以下とする。
- ・伐採については、地権者の承諾を得ること。

詳細については下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

本庁産業建設課

☎ 35・1083

池川総合支所地域振興課

☎ 34・2114

仁淀総合支所地域振興課

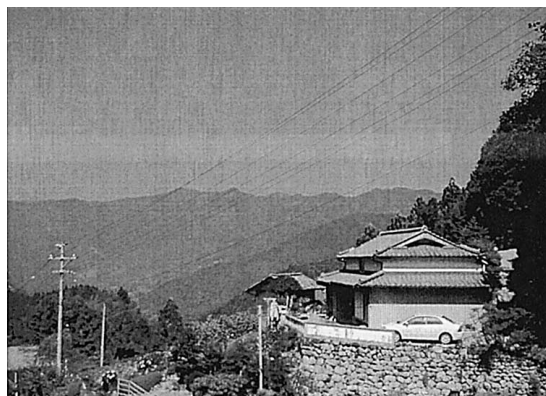
☎ 32・1113

● 楮原集落で実施した伐採事業 ●

伐採前



伐採後





平成18年度 母子保健事業のご案内



☆育児相談

乳幼児を対象に保健師が計測や育児に関する相談に応じます。時間はいずれも午前10時～11時30分です。子育ての情報交換や交流の場として気軽にご参加ください。

月 日	場 所
5月19日(金)	仁淀多目的研修集会施設
6月30日(金)	池川保健福祉センター
7月21日(金)	仁淀川町保健センター
8月25日(金)	仁淀多目的研修集会施設
9月29日(金)	池川保健福祉センター
10月26日(木)	仁淀川町保健センター
11月17日(金)	仁淀多目的研修集会施設
12月21日(木)	池川保健福祉センター
1月25日(木)	仁淀川町保健センター
2月23日(金)	仁淀多目的研修集会施設
3月29日(木)	池川保健福祉センター

☆離乳食講習会

生後4～10カ月のお子さんがある家族を対象に、栄養士による離乳食の講習会を実施しています。時間はいずれも午前9時30分～11時30分です。

対象者には個別通知をします

月 日	場 所
7月6日(木)	仁淀川町保健センター
10月5日(木)	仁淀多目的研修集会施設
3月1日(木)	池川保健福祉センター

☆ままちっち(母乳哺育サークル)

母乳哺育を楽しむサークルです。助産師さんのおっぱいマッサージが受けられます。(指導料は無料)
お母さん同士の交流としても、ぜひご参加ください。

助産師：邑田 多恵さん

日 時	毎月第1・第3火曜日 午前9時30分～12時
場 所	仁淀川町保健センター

☆乳児・1歳6カ月児健診

乳児は生後4カ月～12カ月未満、1歳6カ月児は生後1歳6カ月～2歳未満のお子さんが対象です。

対象者には個別通知をします。

月 日	場 所
7月12日(水)	池川保健福祉センター
7月27日(木)	仁淀川町保健センター
11月30日(木)	仁淀川町保健センター (午前) 仁淀多目的研修集会施設(午後)
1月17日(水)	池川保健福祉センター
1月18日(木)	仁淀川町保健センター

※1歳6カ月児健診は11月30日だけです。

☆2歳児歯科健診・フッ素塗布

生後2歳6カ月～3歳未満のお子さんが対象です。

対象者には個別通知をします。

月 日	場 所
11月30日(木)	仁淀川町保健センター (午前) 仁淀多目的研修集会施設(午後)

☆3歳児健診

生後3歳6カ月～4歳未満のお子さんが対象です。

対象者には個別通知をします。

月 日	場 所
6月15日(木)	仁淀川町保健センター
12月14日(木)	仁淀川町保健センター



◇問い合わせ先◇

本庁保健福祉課 ☎35・0888
池川総合支所健康福祉課 ☎34・2321
仁淀総合支所健康福祉課 ☎32・1110

※日程は変更する場合があります。